

# 香川県報



第 84 号

平成 15 年

10月24日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 一
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 三
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 ( ) 五
- 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 五

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 七
- 一般競争入札の実施 (直島環境センター) 七
- 平成十五年准看護師試験の実施 (医務国保課) 八
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 八
- 開発行為に関する工事（公共施設）の完了 ( ) 九
- 香川県都市計画公聴会の中止（三件） ( ) 九

### 教育委員会規則

● 香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

### 選挙管理委員会告示

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等

## 告 示

### ● 香川県告示第六百一十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと

おり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡内海町西村甲263番地

丸金食品株式会社

代表取締役 清水太郎

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡内海町西村甲263番地

ワルキン食品株式会社

(3) 特定施設に関する事項

種 類	種 力	種 力	種 力
豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	①0.5㎡/日 11基 ②0.39㎡/日 6基 ③0.38㎡/日 5基 ④5.4㎡/日 2基	既設	900
工事着手予定年月日	既設	既設	1,800
工事完成予定年月日	既設	既設	
使用開始予定年月日	許可後	既設	
使用時間間隔及び1日間の使用時間	連続8時間使用。なお、11月～1月は、連続16時間使用	既設	
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度 3～9 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) 900	通常	最大

排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,600
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	200	350
	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	70
	りん含有量 (mg/ℓ)	6	10
	①×11基	15	30
	②×6基	10	20
	③×5基	10	20
	④×2基	35	80

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設				
能 力	300 m <sup>3</sup> /日				
汚水等の処理方式	好気性硝化十嫌気好気循環				
工 期	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
等	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前	処 理 後		
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	3～9	3～9	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	900	1,800	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,600	20	30
浮遊物質質量 (mg/ℓ)	200	350	10	15	

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	70	10	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	6	10	1.5	2
	ノルマルヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ)	500	850	1	1.5
	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	72	300	72	300

排出水の汚染状態	項 目	第 1 排 水 口			
		変 更 前	最 大	通 常	最 大
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	10	20	30	30
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20	20	30	30
浮遊物質質量 (mg/ℓ)	5	10	10	15	15
窒素含有量 (mg/ℓ)	5	10	10	15	15
りん含有量 (mg/ℓ)	1	1	1.5	2	2
ノルマルヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ)	1	1.5	1	1.5	1.5
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	25	38	72	300	300

第3～6排水口：雨水排水

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
平成15年10月24日から  
平成15年11月14日まで
- (2) 場所  
香川県環境森林部環境管理課

内海町環境衛生課

●香川県告示第六百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一五、九、一	株式会社コムスン 観音寺ケアセンタ ー 観音寺市観音寺町 甲一五三五―六九 十九ビル二〇一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号 六本木ヒルズ森タ ワー	福祉用具貸与
平成一四、九、一	居宅訪問介護事業 所ハートフルケア 観音寺市観音寺町 甲三三二六番地	株式会社ハートフ ルケア 観音寺市観音寺町 甲三一―二番地一		訪問介護
平成一五、二、一〇	社会福祉法人豊浜 町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 姫浜一二六〇番地 一	社会福祉法人豊浜 町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五四四― 一豊浜町福祉会館		訪問介護 居宅介護支援
平成一四、四、一	大野原町指定介護 保険事業所	大野原町 三豊郡大野原町大		訪問介護 訪問入浴介護

●香川県告示第六百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一四、五、一	ケアプランきまい 綾歌郡綾上町山田 下三三五二番地一 綾上町国保総合保 健施設いきいきセ ンター	綾上町 綾歌郡綾上町山田 下二二二四番地	居宅介護支援
平成一四、四、三〇	四国日立家電株式 会社 坂出市林田町四二 八五番地一四三	四国日立家電株式 会社 坂出市林田町四二 八五番地一四三	福祉用具貸与

平成一五、二、二八	株式会社ウイック 福祉用具貸与事業 部 坂出市府中町四八 九〇番地	株式会社ウイック 坂出市府中町四九 八二番地	福祉用具貸与
廃止年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類

平成一五、六、三〇	すばる訪問介護お おち 東かがわ市馬篠三 三三番地一四	特定非営利活動法 人すばる 東かがわ市松原一 〇一一番地二	訪問介護
平成一五、六、三〇	坂出タクシー介護 センター 坂出市川津町三五 〇三番地二	坂出タクシー株式 会社 坂出市川津町三五 〇三番地二	訪問介護
平成一五、三、三一	訪問看護ステーション ヨンみき 木田郡三木町氷上 一一二番地一	香川医療生活協同 組合 高松市栗林町一丁 目三一―二四	訪問介護
平成一五、三、三一	庵治訪問介護事業 所 木田郡庵治町九七 八番地	社会福祉法人庵治 町社会福祉協議会 木田郡庵治町九七 八番地	訪問介護
平成一四、四、三〇	綾上町国民健康保 険直営粉所診療所 綾歌郡綾上町粉所 東一一四六番地一	綾上町 綾歌郡綾上町山田 下二二二四番地	居宅介護支援
平成一四、四、三〇	綾上町国民健康保 険直営羽床上診療 所 綾歌郡綾上町羽床 上六〇五番地八	綾上町 綾歌郡綾上町山田 下二二二四番地	居宅介護支援
平成一五、三、三一	医療法人圭良会居 宅介護支援事業所	医療法人圭良会 仲多度郡琴平町一	居宅介護支援
平成一五、七、一六	居宅介護支援事業 所いわさき 仲多度郡琴平町二 八三番地	医療法人十全会 仲多度郡琴平町二 八三番地	居宅介護支援
平成一四、一、一〇	株式会社仁志指定 訪問介護事業所 綾歌郡宇多津町浜 二番丁一一―八	株式会社仁志 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	訪問介護
平成一五、一、三一	医療法人社団陶山 医院 さぬき市大川町田 面七一番地一	医療法人社団陶山 医院 さぬき市大川町田 面七一番地一	通所リハビリテーシ ョン 居宅介護支援
平成一四、八、三一	居宅訪問介護事業 所ハートフルケア 観音寺市観音寺町 甲三一―二番地一	株式会社ハートフ ルケア 観音寺市観音寺町 甲三一―二番地一	訪問介護
平成一五、二、九	社会福祉法人豊浜 町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五四四番 地一	社会福祉法人豊浜 町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五四四番 地一	訪問介護 居宅介護支援
平成一四、三、三一	大野原町指定介護 保険事業所 三豊郡大野原町大	大野原町 三豊郡大野原町大 字大野原一二六〇	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援

字大野原二二六〇 番地一	番地一
-----------------	-----

●香川県告示第六百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指 定 の 日	サ ー ビ ス の 種 類
三七七〇一 〇二六三四	あおい介護サービス 高松市松縄町四一―四 誠ビル二F	有限会社にしむら 代表取締役 西村保徳 香川郡香川町大字浅野 一二九三番地二一	平成十五年 十月十五日	訪問介護
三七七二五 〇〇七〇三	デイサービスセンター あいむ 綾歌郡国分寺町新名四 八二番地一	社会福祉法人終会 理事長 高島敏史 綾歌郡国分寺町新名五 二〇番地一	〃	通所介護
三七七二五 〇〇六九五	すまいるケアセンター 綾歌郡宇多津町浜六番 丁八六番四	株式会社ビーウエル 代表取締役 生田幸司 善通寺市中村町一八六 八番地一	平成十五年 十月十六日	〃

公 告

●香川県公告第六百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年十二月十六日まで

縦覧に供する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年十月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 E L F 丸亀

齋藤 栄嗣

丸亀市中津町八六一番地

三 定款に記載された目的

この法人は、地域のすべての人びとが、文化・スポーツの生涯学習活動に参加することができ、これらの振興、育成に係わる活動を通じて独自の文化・スポーツの新しい構造を確立するとともに、平和なコミュニティ社会の実現に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六百十七号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 購入等件名及び数量 豊島廃棄物等処理事業 廃棄物等の掘削・均質化・運搬並びに中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務 一式
- 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 委託期間 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで
- 履行場所 香川県小豆郡土庄町豊島家浦
- 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

単体企業又は共同企業体であつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

1 単体企業又は共同企業体の構成員の要件

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十五年十二月四日までに「競争入札参加資格申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

(三) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(四) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(五) 廃棄物等の掘削・均質化・運搬業務に係る者は、重金属や有機塩素系化合物等の有害物質を含有した廃棄物又はこれら有害物質により汚染された土壌について、一〇〇〇立方メートル以上の掘削及び移動を、過去五年間(平成十年十月二十四日から平成十五年十月二十三日までをいう。以下同じ。)に六箇月間以上行った実績を有すること。

中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運搬業務に係る者は、天井走行式クレーンでつりあげ荷重が五トン以上のクレーンの運転操作を含む廃棄物処理施設の運転を、過去五年間に六箇月間以上行った実績を有すること。

2 共同企業体の要件

(一) 構成員の数は、廃棄物等の掘削・均質化・運搬業務に係るもの一者、中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運搬業務に係るもの一者の二者であり、任意か

つ自主的に結成するものであること。

(二) 共同企業体は、廃棄物等の掘削・均質化・運搬業務と中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運搬業務を分担して遂行すること。ただし、各構成員は業務の遂行について連帯して責任を負うものであること。なお、各分担業務間の連絡調整は代表者が行うこと。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の1の(五)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年十二月四日午後五時までに、四の1の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一―三一一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九九一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあつては、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)

第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る(郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による入札書の受領期限は、平成十五年十二月十七日午後五時までとする。)

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年十二月十八日午前十時 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならずこの期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否

9 その他、詳細は入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of the services to be required : Teshima waste treatment project. Excavation, homogenization and transportation of waste material, running of the Intermediate Holding & Packaging Plant and running of the Pre-treatment Plant 1 set

2 Time-limit for tender : 10 : 00am., December 18, 2003

3 Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural

Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel087-892-2981

●香川県公告第六百十八号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、平成十五年年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日

平成十六年二月十四日（土曜日）

二 試験場所

高松市幸町一― 香川大学教育学部

三 受験資格

法第二十二條の規定に該当する者

四 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三條に定める科目とする。

ただし、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十一年文部省・厚生省令第五号）により改正された准看護師学校養成所のカリキュラムによりない旧カリキュラムを修習した者にあつては、旧カリキュラムによる准看護師試験の科目を受験するものとする。

なお、法第二十一条第一項第四号若しくは第二十二條第一項第四号に該当する者又は事情により旧カリキュラムと新カリキュラムの両方を修習した者にあつては、知事が判定したカリキュラムによる准看護師試験の科目を受験するものとする。

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書（所定の様式のもの）

(二) 卒業（見込）証明書又は修業（見込）証明書

なお、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、平成十六年三月九日（火曜日）までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

(三) 写真一枚(出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、裏面に撮影年月及び受験する本人の氏名を記載したものを受験願書の所定の欄にはり付けること。)

2 提出書類の受付期間

平成十六年一月七日(水曜日)から同月十三日(火曜日)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるもの限り受け付ける。

3 提出書類の提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部医務国保課

六 受験手数料及び納付方法

六、九〇〇円

受験手数料は、六、九〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付けて納付するものとし、当該証紙に消印はしないこと。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験願書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面六、九〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

なお、提出書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

七 合格者の発表

平成十六年三月十一日(木曜日)午前九時に合格者の受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

八 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

九 その他

1 受験願書の請求は、香川県健康福祉部医務国保課に行うこと。

なお、郵便等による送付により請求する場合は、受験願書の送付を郵便により行うので、あて先を明記し、一二〇円切手をはった角形二号の返信用封筒を同封した封書

により行うこと(ただし、二部以上の受験願書を請求する場合は、2の場所へ問い合わせること)。

2 その他詳細については、香川県健康福祉部医務国保課マンパワーグループ(電話番号〇八七―八三二―三二五五)に問い合わせること。

●香川県公告第六百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五七一、一二五八、一二五九、一二六〇―一、一二六一、一二六二及び一二六三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さぬき市志度四三〇一番地

関西建設株式会社 代表取締役 井元高志

●香川県公告第六百二十号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五七一、一二五八、一二五九、一二六〇―一、一二六一、一二六二及び一二六三

二 工事を完了した公共施設の種類の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・〇〇メートル、延長一一三・二六メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部、一二六一の一部、一二六二の一部及び一二六三の一部

道路(有効幅員四・〇〇メートル、延長一一〇・三六メートル)



さぬき市津田町鶴羽字東代一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇―一の一部及び一二六二の一部

## 2 排水施設

排水管（直径四〇〇ミリメートル、延長二二・七〇メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部及び同地先県道

排水管（直径三五〇ミリメートル、延長四八・〇〇メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部、一二六一の一部及び一二六二の一部

## 部

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長一〇七・〇〇メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇―一の一部及び一二六二の一部

## 及び一二六二の一部

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長四三・八〇メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六二の一部及び一二六三の一部

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長一六〇・五〇メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇―一の一部、一二六一の一部、一二六二の一部及び一二六三の一部

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長三七・九〇メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部

排水管（直径一五〇ミリメートル、延長二〇・四〇メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部及び同地先県道

公園（面積二四五・六八平方メートル）

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六一の一部

さぬき市志度四三〇一番地

開発許可を受けた者の住所及び氏名

関西建設株式会社 代表取締役 井元高志

香川県公告第六百二十一号

平成十五年香川県公告第五百六十五号により、平成十五年十月二十七日（月曜日）午後一時半から、さぬき市志度五三八五―八さぬき市役所において開催することとした香川県

都市計画公聴会は、公述の申出がなかったため、これを中止する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百二十三号

平成十五年香川県公告第五百六十七号により、平成十五年十月二十九日（水曜日）午後一時半から、東かがわ市湊一八一〇―一東かがわ市中央公民館において開催することとした香川県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったため、これを中止する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百二十三号

平成十五年香川県公告第五百六十八号により、平成十五年十月三十日（木曜日）午後一時半から、観音寺市坂本町一―一観音寺市民会館において開催することとした香川県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったため、これを中止する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百二十三号

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県教育委員会規則第十四号

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「下欄」を「同表の下欄」に改める。

第四条第一項中「島嶼」を「島しよ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第十一号）第四十一条の三の表の上欄に掲げる中学校に在学している者が、卒業後引き続きそれぞれ同表の下欄に掲げる高等学校に入学しようとする場合は、第二条の規定は、適用しな

### 教育委員会規則

香川県教育委員会

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「下欄」を「同表の下欄」に改める。

第四条第一項中「島嶼」を「島しよ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第十一号）第四十一条の三の表の上欄に掲げる中学校に在学している者が、卒業後引き続きそれぞれ同表の下欄に掲げる高等学校に入学しようとする場合は、第二条の規定は、適用しな

香川県公告第六百二十三号

平成十五年香川県公告第五百六十八号により、平成十五年十月三十日（木曜日）午後一時半から、観音寺市坂本町一―一観音寺市民会館において開催することとした香川県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったため、これを中止する。

平成十五年十月二十四日

い。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

#### ●香川県選挙管理委員会告示第百二号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、次のとおり定める。

平成十五年十月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十五年十月二十七日

（ただし、年齢については、平成十五年十一月九日で算定する。）

二 登録の日

平成十五年十月二十七日

三 縦覧期間

平成十五年十月二十八日から十月二十九日までの二日間

平成十五年十月二十四日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)